

令和6年7月

お客さま各位

帯広信用金庫

破産管財人等特殊口座開設手数料の新設について

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、当金庫は令和6年10月1日（火）より下記の通り手数料の新設をいたします。

誠に勝手ではございますが、今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 新設手数料の名称
破産管財人等特殊口座開設手数料
2. 適用開始日
令和6年10月1日（火）より
3. 対象となるお客様
以下の対象口座を新規に開設されるお客様
4. 対象となる口座
口座名義が次のもの、およびこれらに準ずる名義となるもの
 - ・破産管財人
 - ・清算人
 - ・相続財産清算人
 - ・相続財産管理人
 - ・不在者財産管理人
 - ・遺産整理受任者
 - ・遺言執行者
 - ・相続人代理人
5. 手数料金額
11,000円（消費税込み）

以上